

子育て相談のご案内



子育てについて、相談したいときはご連絡ください

子育て支援課では、すべての子ども（0歳～18歳未満）とその家庭及び妊産婦等からの様々な心配事についての相談に応じ、解決に向けてお手伝いをしています。

制度やサービスなどの必要な情報のお知らせや、関係機関との連絡調整、制度やサービスを利用できるよう支援等を行っています。

また、認定こども園等の保育施設にも、家庭児童相談員が定期的に訪問しています。子育てで、お困りの事があれば家庭児童相談員が対応させていただきます。

例えば・・・

- 子育ての悩みを聞いてほしい
- 妊娠中や出産後の生活が不安
- イライラしたり、落ち込んだりする
- 子どもを怒鳴ったり、叩いたりしてしまう
- 子どもを短期間預かってほしい
- 子どもの発達が気になる
- 子どもが家族から暴力を受けている
- パートナーから暴力を受けている
- 生活が苦しい
- 病気や障がいなどで子育てに不安がある



◎一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください

家庭児童相談員（社会福祉士・保健師・心理士等）がお話をお聴きし、一緒に考えていきます。



◎園においては、児童虐待防止法に基づき、怪我等を見つけた場合は、通告義務が課せられているため、子育て支援課に連絡や情報提供をしなければいけないようになっています。

結果として、虐待と無関係なこともあります。子どもの生命を守るため、ご理解・ご協力をお願いします。

子育て支援課（ゆうゆうセンター2階）
Tel. 072-810-8310（相談専用）
※秘密は守られます。相談は無料です